

## 苫小牧市スポーツマスターに関する運用基準について

(趣 旨)

第1条 苫小牧市スポーツマスターに関する要綱に基づき運用を定める。

(旅費)

第2条 旅費基準については苫小牧市職員等の旅費支給条例の例による。

(謝金)

第3条 謝金の金額は1回の活動に対し、3万円とする。